



○長野県告示第207号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の一部を次のように改正します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

第1中「重度心身障害者」を「障害者」に、「の母子」を「の母子等」に改める。

第2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 老人 68歳以上70歳未満の者をいう。

(2) 乳幼児 出生の日から満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2第3号中「重度心身障害者」を「障害者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同号のアを削り、同号のイ中「2級以上」を「が3級以上」に改め、「又は障害程度3級に該当し、かつ、前年分の所得税が課せられていないもの」を削り、同イを同号のアとし、同アの次に次のように加える。

イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者（以下「療育手帳交付者」という。）のうち、障害の程度（総合判定）がB1以上に該当するもの

第2第3号のウを次のように改める。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。）のうち、障害等級が1級に該当するもの

第2第3号のエを削り、同号のオ中「上記アからエ」を「アからウ」に、「もの」を「もの（以下「65歳以上国民年金別表該当者」という。）」に改め、同オを同号のエとする。

第2第4号中「の母子」を「の母子等」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同号のア中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「知事が認める」を「別に定める」に、「し、前年分の所得税が課せられていないもの」を「しているもの（以下「母子家庭の母」という。）」に改め、同号のウ中「児童等」の次に「（以下「父母のない児童」という。）」を加え、同第2第5号中「の一」を「のいずれか」に改め、同号のア中「あった」

を「ある」に、「(これ)を「その他これ」に、「を含む。)」を「として別に定めるもの」に、「生計を一にしている」を「現に」に、「し、前年分の所得税が課せられていないもの」を「しているもの(以下「父子家庭の父」という。))」に改め、同第2に次の2号を加える。

(7) 保険医療機関等 医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員及び被扶養者(以下「被保険者等」という。)並びに老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定に基づく医療等を受けることができる者(以下「老人医療受給者」という。)に対する療養の給付等を取り扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。

(8) 診療報酬明細書等 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)の規定に基づく診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)の規定に基づく老人訪問看護療養費明細書及び訪問看護療養費明細書並びに医療保険各法又は老人保健法の規定に基づく療養費又は医療費に係る支給申請書(柔道整復師の施術料に係るものを含み、療養の給付等に附随するものを除く。)をいう。

第3の見出しを「(種類、経費及び補助率)」に改め、同第3中「補助金の」を「補助金の種類並びにその」に改め、同第3の表を次のように改める。

種 類	経 費	補 助 率
医療費補助金	<p>老人、乳幼児、障害者、母子家庭の母子等又は父子家庭の父子(これらの二以上に該当する者については、いずれか一に限る。以下「受給者」という。)が、医療保険各法又は老人保健法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等(4歳以上の乳幼児の入院以外に係るもの及び精神障害者保健福祉手帳交付者の入院に係るものを除く。)を受けたときに、医療保険各法又は老人保健法の規定に基づき算定した費用額(以下「費用額」という。)から次の各号に掲げる額を控除した額の全部又は一部について市町村が支出した経費</p> <p>(1) 医療保険各法又は老人保健法の規定に基づき保険者、共済組合又は市町村が負担する額</p> <p>(2) 医療保険各法又は老人保健法の規定に基づく入院時の食事療養費に係る標準負担額</p> <p>(3) 医療保険各法(国民健康保険法を除く。この号において同じ。)の被保険者等に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき、保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う旨の規定を定めているときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、当該規定に基づき給</p>	2分の1以内

	<p>付を受けることができる額</p> <p>(4) 国民健康保険法の被保険者等に係るものにあつては、同法第43条第1項又は第58条第2項の規定による条例又は規約の定めるところにより、一部負担金の割合が減ぜられているとき又はその他の保険給付（疾病及び負傷の療養に係るものに限る。）を受けることができるときは、当該減ぜられている割合に相当する額又は当該給付を受けることができる額に相当する額</p> <p>(5) 他の法令等の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その額</p> <p>(6) 老人にあつては、老人保健法の規定に基づき別に定める方法により算定した当該老人の負担額に相当する額</p> <p>(7) 診療報酬明細書等（老人の療養の給付等及び別に定める医療費貸付制度の利用に係るものを除く。）ごとに300円（費用額から(1)から(5)までに規定する額を控除した額が300円に満たないときは、その額）</p>	
<p>事務費補助金</p>	<p>市町村が、保険医療機関等及び長野県国民健康保険団体連合会に対し受給者の療養の給付等に関して行う事務で別に定めるものを委託したときに、当該委託に要した経費</p>	<p>2分の1以内</p>

第3に次の1項を加える。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者の療養の給付等に係る経費については、補助金の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている者
- (2) 老人医療受給者（障害者を除く。）
- (3) 次の表の左欄に掲げる受給者であつて、右欄に掲げる場合に該当するもの

左 欄	右 欄
<p>ア 老人</p>	<p>受給者又は受給者と同一世帯に属する者のいずれかに現年度分の市町村民税（4月から7月までの療養の給付等については前年度分の市町村民税。以下同じ。）が課せられている場合</p>
<p>イ 乳幼児</p>	<p>受給者の養育者の前年の所得（1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。）の額（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条に規定する所得について、同令第3条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が、当該養育者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）</p>

		並びに扶養親族等でない児童(児童手当法(昭和46年法律第73号)第3条第1項に規定する児童をいう。)で当該養育者が生計を維持したものの有無及び数に応じて、同令第1条に定める額(当該養育者が、児童手当法第17条第1項に規定する公務員又は同法第18条第1項に規定する被用者である場合にあつては、同令第11条において読み替えて準用する同令第1条に定める額)以上である場合
ウ 障害者	身体障害者手帳交付者のうち障害程度が2級以上の者	次のいずれかに該当する場合 (ア) 受給者の前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第4条に規定する所得について、同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が、当該受給者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同令第7条に定める額を超える場合 (イ) 受給者の配偶者又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)で当該受給者の生計を維持するもの(以下「生計維持者」という。)の前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について、同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が、当該生計維持者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同令第2条第2項に定める額以上である場合
	療育手帳交付者	
	65歳以上国民年金別表該当者	
	身体障害者手帳交付者のうち障害程度が3級の者	次のいずれかに該当する場合 (ア) 受給者の前年の所得に所得税が課せられている場合 (イ) 生計維持者の前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について、同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が、当該生計維持者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同令第2条第2項に定める額以上である場合
	精神障害者保健福祉手帳交付者	受給者又は受給者と同一世帯に属する者のいずれかに現年度分の市町村民税が課せられている場合
エ 母子家庭の母子等又は父子家庭の父子	母子家庭の母又は父子家庭の父	次のいずれかに該当する場合 (ア) 受給者の前年の所得の額(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条に規定する所得について、同令第4条に規定する計算方法により算定した額をいう。以下同じ。)が、当該受給者の扶養親族等並びに扶養親族等でない児童(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。)で当該受給者が生計を維持

		<p>したものの有無及び数に応じて、同令第2条の4第2項の表の中欄に定める額以上である場合</p> <p>(イ) 受給者の扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものの前年の所得の額が、当該扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に規定する額以上である場合</p>
	母子家庭の子又は父子家庭の子	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>(ア) 受給者の前年の所得の額が、当該受給者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に規定する額以上である場合</p> <p>(イ) 受給者の母又は父の前年の所得の額が、これらの者の扶養親族等並びに扶養親族等でない児童でこれらの者が生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の中欄に定める額以上である場合</p>
	父母のない児童	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>(ア) 受給者又は受給者の養育者の前年の所得の額が、これらの者の扶養親族等並びに扶養親族等でない児童でこれらの者が生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第3項に規定する額以上である場合</p> <p>(イ) 受給者の養育者の配偶者又は扶養義務者で当該養育者の生計を維持するものの前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に規定する額以上である場合</p>

第13の見出しを「(書類の経由)」に改め、同第13中「、1部(事業実績報告書については2部)とし」を削る。

附 則

(適用期日等)

- この告示による改正後の福祉医療費給付事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)は、平成15年7月1日(以下「適用日」という。)以降に行われる療養の給付等から適用し、適用日前行われた療養の給付等に係る補助金については、平成15年度の補助金に限り、なお従前の例による。

(経過措置)

- 適用日の前日においてこの告示による改正前の福祉医療費給付事業補助金交付要綱第2第1号のイに定める要件に該当する者で別に定めるものが、適用日以降引き続き同イに定める要件に該当し、かつ、70歳未満である場合にあつては、その者を新要綱第2第1号の老人とみなして新要綱の規定(第3第2項第3号の規定を除く。)を適用する。
- 平成15年度の補助金に係る新要綱第3第2項第3号の適用については、同号の表中

「市町村民税（4月から7月までの療養の給付等については前年度分の市町村民税。以下同じ。）」とあるのは「市町村民税」と、「所得（1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。）」とあるのは「所得」とする。

厚生課

○長野県告示第208号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2条第7号中「並びに知事が特に認めた」を「、長野県信用農業協同組合連合会並びに長野県信用保証協会と基本約定を締結している」に改め、「（以下「特認農協」という。）」を削る。

第3条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

(1) 中小企業振興資金

- ア 一般向け
- イ 小規模企業向け
- ウ 短期資金

(2) 経営健全化支援資金

- ア 不況対策
- イ 災害対策

(3) 創業支援資金

(4) 新事業活性化資金

- ア 事業展開向け
- イ 地域活性化向け
- ウ 企業立地向け

(5) 技術力等支援資金

第6条第2項中「並びに」を「、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用保証協会と基本約定を締結している農業協同組合並びに」に改める。

第11条第1項中「0.92パーセント」を「1.16パーセント」に改め、同条第2項本文中

「第3条第1号」を「第3条第1号のア及びイ並びに第2号」に、「2分の1に相当する額を」を「一部を市町村が交付する範囲内で」に改め、同項後段を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により県及び市町村が保証料を交付する場合には、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県及び市町村が交付する保証料を除いた額とする。

別表を次のように改める。

資金名	貸付対象者	資金使途	貸付限度		貸付利率	貸付期間・据置期間			返済方法	担保	保証人	その他	
			設備資金	運転資金		設備資金貸付	運転資金貸付	据置					
一般向け	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする者	設備資金 運転資金	所要資金の80パーセント以内の額とし、中小企業者及び小規模企業者6,000万円 中小企業団体等7,000万円	中小企業者及び小規模企業者3,000万円 中小企業団体等4,000万円	年2.40%	7年以上10年以内。ただし、特認のものについては10年以内	1年以内	5年以内	6月以内	分割返済	必要に応じて徴する。	2人以上の連帯保証人を要する。	保証貸付
			1,250万円		年2.00%	5年以内	6月以内	5年以内	6月以内	分割返済	徴しない。	要しない。ただし、法人については1人以上の連帯保証人を要する。	保証貸付
短期資金	短期の運転資金を必要とする者	運転資金	-	1 500万円。売掛金債権を利用するものには3,000万円 2 1にかかわらず商工組合中央金庫の貸付限度	年2.00%	-	-	6月以内。ただし、売掛金債権と担保を利用するものについては1年内。	-	金融機関の定めるところによる	金融機関の定めるところによる。ただし、売掛金債権と担保を利用するものについては金融機関の定めるところによる。	金融機関の定めるところによる。ただし、売掛金債権と担保を利用するものについては金融機関の定めるところによる。	原則として保証貸付

中 小 企 業 振 興 資 金

(別表) (第5条関係)

不況対策	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 信用保証法第3条第1項各号の認定企業で、経営の安定を図っているもの 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のため、資金を必要とする者 3 経済の変動等に伴い、事業活動を著しい支障を生じている者 	設備資金 運転資金	3,000万円	3,000万円 ただし、信用保証法第3条第1項に該当する認定企業又は貸付対象者の欄の2に該当し、かつ、同条第3項第2号から第8号までのいずれかに該当する認定企業又は貸付対象者の欄の3に該当する者は、6,000万円	年1.80%	9年内	1年内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	及び長野県信用保証協会の定めるところによる。	保証貸付	
災害対策	暴風、洪水、地震、地象、地震現象、その他異常な現象による災害、市町村長の被災証明を受けた者	設備資金 運転資金	3,000万円	1,500万円	年1.80%	10年内。ただし、知事が特認するものは、12年内	1年以内	5年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	2人以上の連帯保証人をする。	保証貸付	
経営健全化支援資金														

創業支援 資金	新規開業予 定業者及 び新規開 業実施の ために資 金を必要 とする者	設備資 金 運 転 資 金	所要資金の80パー セント以 内の額と し、3,000 万円以 内の額と し、新規 開業予 定業者 にあって は、設 備資金 及び運 転資金 の合計 で1,500 万円	1,500万円 ただし、 新規開 業予 定業者 にあって は、設 備資金 及び運 転資金 の合計 で1,500 万円	年 2.00% 以下	7年以 内。た だし、 知事 が認 める もの につ いては、 10年 以内	1年以 内 ただし、 知事 が認 める もの につ いては、 3年以 内	5年以 内 ただし、 知事 が認 める もの につ いては、 7年以 内	6月以 内 ただし、 知事 が認 める もの につ いては、 1年以 内	分割 返済	必要に 応じて 徴す る。	2人以上 の連 帯保 証人 を要 す。知 事に 認め る場 合は、 この 限り ない。	保証貸 付
事業開 展向 け	該 当者 1 新 しい技 術・サ ービ スの 研究 開発 を行 う者 2 先 端技 術機 器情 報通 信技 術の 活用 に理 由を 認め る者 3 事 業の 多角 化を 図る 者 4 既 存事 業を 譲り 受け、 当該 事業 の拡 大を 図る 者	設備資 金 運 転 資 金	所要資金の80パー セント以 内の額と し、中 小企 業者 及 び小 規模 企業 等 5,000 万円 以内 の額と し、知 事に 認め るも のにつ いては、 1億5,000 万円以 内の額 とす る	中小企 業者 及 び小 規模 企業 等 1,500 万円 以内 の額と し、中 小企 業団 体等 2,000 万円 以内 の額と し、知 事に 認め るも のにつ いては、 3,000 万円	年 2.00% 以下	7年以 内。た だし、 知事 が認 める もの につ いては、 13年 以内	1年以 内 ただし、 知事 が認 める もの につ いては、 3年以 内	5年以 内 ただし、 知事 が認 める もの につ いては、 7年以 内	1年以 内 ただし、 知事 が認 める もの につ いては、 1年以 内	分割 返済	必要に 応じて 徴す る。	2人以上 の連 帯保 証人 を要 す。知 事に 認め る場 合は、 この 限り ない。	保証貸 付
新 事 業 活 性 化 資 金													

地域活性化向け	<p>次に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商業環境の変革に対応して、商店街及び店舗の近代化又は活性化を図ろうとする者 2 県産品の需要を開拓し、地域の活性化を図ろうとする者 3 観光需要に対応して、観光地の活性化を図ろうとする者 4 環境保全、公害防止のため、環境保全設備、公害防止設備又は産業安全衛生設備の設置、改造又は修理及び公害の発生源である工場の移転又は公害の被害者の土地、建物等を取得しようとする者で知事が特に必要と認められた者 5 障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行う者 	設備資金 運転資金	所要資金の80パーセント以内の額とし、中小企業及び小規模企業等 5,000万円 中小企業団体等 7,000万円 ただし、知事が特に認めるものについては、1億5,000万円	中小企業者及び小規模企業者 1,500万円 中小企業団体等 2,000万円 ただし、知事が特に認めるものは、3,000万円	年 2.00% 以下	7年以上以内。ただし、知事が特に認めるものについては、12年以上以内	1年以内	5年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	2人以上の連帯保証人を要する。ただし、知事が特に認める場合の限りでない。	保証貸付け
---------	---	--------------	---	---	------------	------------------------------------	------	------	------	------	------------	--------------------------------------	-------

企業立地 向け	技術力等 支援資金	工業団地に工場等 (新技術・新製品 の研究開発のため の施設を含む。)の 新設又は移転を 行おうとする者	設備資 金	所要資金の80パー セント以内の額と し、3億円 ただし、知事が特 に認めるものにつ いては、5億円	-	年 2.00 % 以下	15年以 内	3年 以内	-	-	分割 返済	必要に応じて 徴する。	2人以上 の連帯保 証人を要 する。保 証付で ない場合 は、金融 機関の定 めによる。	原則と して保 証貸付 け
			設備資 金	1億円	3,000万円	金融 機関 所定	10年以 内	2年 以内	7年以 内	1年 以 内	分割 返済	徴しない。	2人以上 の連帯保 証人を要 する。	保証貸 付け

附 則

(適用期日)

- 1 この告示による改正後の中小企業融資規程は、平成15年4月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用する。

(平成14年長野県告示第188号の一部改正)

- 2 平成14年長野県告示第188号(中小企業融資規程の一部改正)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「同条第4号のイ」を「同条第2号のア」に、「経営安定特別資金」を「資金」に改める。

産 業 振 興 課

○長野県告示第209号

昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から適用します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

別記1から別記3までを次のように改める。

別記1

長野市	長野市のうち旧松代町の地域
上田市	上田市のうち旧上田市、旧塩尻村及び旧別所村の地域
更埴市	更埴市のうち旧稻荷山町の地域
上伊那郡	高遠町のうち旧高遠町の地域
下伊那郡	清内路村
	浪合村
	平谷村
	天龍村のうち旧平岡村の地域
木曾郡	王滝村
東筑摩郡	明科町のうち旧東川手村の地域

	生坂村のうち旧広津村の地域
南安曇郡	安曇村
北安曇郡	八坂村のうちの旧八坂村の地域
別記2	
長野市	長野市のうち旧長野市、旧大豆島村、旧安茂里村、旧篠ノ井町及び旧中津村の地域
松本市	松本市のうち旧松本市、旧芳川村、旧岡田村、旧入山辺村、旧里山辺村及び旧本郷村の地域
上田市	上田市のうち旧川辺村、旧泉田村、旧神川村、旧神科村及び旧室賀村の地域
岡谷市	
飯田市	飯田市のうち旧飯田市、旧竜丘村、旧下久堅村、旧松尾村、旧川路村、旧千代村、旧竜江村、旧上久堅村及び旧鼎村の地域
諏訪市	
小諸市	小諸市のうち旧小諸町及び旧滋野村の地域
大町市	大町市のうち旧大町の地域
飯山市	飯山市のうち旧飯山町及び旧秋津村の地域
茅野市	茅野市のうち旧ちの町、旧宮川村、旧米沢村及び旧金沢村の地域
塩尻市	塩尻市のうち旧筑摩地村の地域
佐久市	佐久市のうち旧内山村の地域
南佐久郡	臼田町のうち旧臼田町、旧田口村及び旧青沼村の地域
小県郡	丸子町 長門町 真田町 和田村
諏訪郡	下諏訪町
上伊那郡	高遠町のうち旧長藤村、旧三義村及び旧藤沢村の地域 辰野町 箕輪町のうち旧中箕輪町及び旧東箕輪村の地域 長谷村のうち旧伊那里村の地域
下伊那郡	阿南町 根羽村 天龍村のうち旧神原村の地域 泰阜村 喬木村

	大鹿村
	南信濃村
木曾郡	木曾福島町
	南木曾町
	木祖村
	三岳村
東筑摩郡	明科町のうち旧中川手村及び旧陸郷村の地域
	四賀村
	本城村
	坂北村
	麻績村
	生坂村のうち旧生坂村及び旧陸郷村の地域
南安曇郡	穂高町のうち旧北穂高村の地域
	奈川村
北安曇郡	八坂村のうち旧広津村の地域
更級郡	上山田町のうち旧力石村の地域
埴科郡	坂城町
	戸倉町のうち旧戸倉町の地域
下高井郡	野沢温泉村のうち旧豊郷村の地域
上水内郡	信州新町のうち旧水内村、旧津和村、旧日原村、旧信級村及び旧牧郷村の地域
	鬼無里村
	小川村
	中条村

別記3

長野市	長野市のうち旧若槻村、旧古里村、旧柳原村、旧朝陽村、旧川柳村、旧塩崎村、旧共和村、旧川中島村、旧御厨村、旧青木島村、旧稲里村、旧西条村及び旧保科村の地域
松本市	松本市のうち旧島内村、旧中山村、旧島立村、旧寿村及び旧神林村の地域
上田市	上田市のうち旧豊里村、旧殿城村、旧中塩田村、旧西塩田村、旧東塩田村及び旧浦里村の地域
飯田市	飯田市のうち旧山本村、旧伊賀良村及び旧上郷村の地域
小諸市	小諸市のうち旧大里村、旧北大井村及び旧川辺村の地域
伊那市	伊那市のうち旧伊那町の地域

駒ヶ根市	駒ヶ根市のうち旧中沢村の地域
中野市	中野市のうち旧中野町、旧日野村及び旧延徳村の地域
飯山市	飯山市のうち旧太田村、旧岡山村及び旧瑞穂村の地域
茅野市	茅野市のうち旧豊平村及び旧玉川村の地域
塩尻市	塩尻市のうち旧塩尻町及び旧宗賀村の地域
更埴市	更埴市のうち旧森村、旧雨宮県村及び旧八幡村の地域
佐久市	佐久市のうち旧野沢町、旧大沢村、旧桜井村、旧前山村、旧岸野村、旧中込町、旧平賀村、旧岩村田町、旧平根村、旧三井村及び旧志賀村の地域
南佐久郡	臼田町のうち旧切原村の地域
	佐久町
	小海町
	南相木村
	北相木村
小県郡	東部町
	武石村
上伊那郡	高遠町のうち旧河南村の地域
	箕輪町のうち旧箕輪村の地域
	長谷村のうち旧美和村の地域
下伊那郡	下條村
木曾郡	上松町
	大桑村
	山口村
東筑摩郡	明科町のうち旧上川手村及び旧七貴村の地域
	坂井村
南安曇郡	豊科町のうち旧豊科町及び旧上川手村の地域
	穂高町のうち旧穂高町の地域
北安曇郡	美麻村
更級郡	大岡村
埴科郡	戸倉町のうち旧更級村の地域
上高井郡	高山村
下高井郡	山ノ内町
	木島平村
	野沢温泉村のうち旧市川村の地域
上水内郡	信州新町のうち旧八坂村の地域
	豊野町のうち旧鳥居村の地域

信濃町のうち旧柏原村、旧信濃尻村及び旧三水村の地域

戸隠村

下水内郡

豊田村

栄村

(備考) 「旧」をつけた市町村の名称及び地域は、昭和25年2月1日におけるものを示す。

農 政 課

○長野県告示第210号

長野県農業・水産関係試験場生産品配布規程（昭和52年長野県告示第219号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

別表の精液の項中 「豚」 を 「牛豚」 に改める。

農 業 技 術 課

○長野県告示第211号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡四賀村大字保福寺町字大沢752の1、752の93(次の図に示す部分に限る。)、752の105、752の107、752の109、752の110(次の図に示す部分に限る。)、752の113、752の114(次の図に示す部分に限る。)、752の115、752の178(次の図に示す部分に限る。)、752の179、南安曇郡奈川村249の2、251の6、315の1、522の2、1031の1、1031の2、1031の10、2953の2、2953の9、2953の18、2957の6、3186の1から3186の4まで、3186の6、3186の8、安曇村4197の11

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合201、266、1034の1、1039の1、清内路村893の1、899、900、912の38、平谷村403の480、403の481、根羽村3343の8(次の図に示す部分に限る。)、3343の527、3343の528、3424の173から3424の175まで、下條村陸沢5633の1、7008の280、7008の283、7008の293、7008の294、7008の296、7008の398、7008の425、7008の427、7008の429、7008の440、7008の441、北安曇郡小谷村大字千国字親坂乙900、字蛇山乙904、乙905、乙919、乙921、大字中土字向9144のイ、字大出山川原9146のイ、字ほうの木沢9147、字大出山9168、9169、9171から9176まで、9183、9196、9205、字上大なで9447、字大なで9449の1、9449の3、字おちみ9450の5、9450の口の1、字押立沢9461、字押立沢おく9464の2、字押立沢上9465、9466の1、字上まき9469から9471まで、9493から9496まで、字下まき川原9497

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

清内路村893の1、899、900、912の38、平谷村403の480、403の481、根羽村3343の8、3343の527、3343の528、3424の173から3424の175まで、字親坂乙900、字蛇山乙904、乙905、乙919、乙921、字向9144のイ、字大出山川原9146

のイ、字ほうの木沢9147、字大出山9168、9169、9171から9176まで、9183、9196、9205、字上大なで9447、字大なで9449の1、9449の3、字おちみ9450の5、9450の口の1、字押立沢9461、字押立沢おく9464の2、字押立沢上9465、9466の1、字上まき9469から9471まで、9493から9496まで、字下まき川原9497

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第212号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡八坂村字切石17674、17676、字中ヲネ17678、17679、字トウス岩17683、字テエザ17686、字池ノ下17720、17722、17723、字田畔17724、字家ノ下17725、字家浦日向17792、字柳畑ケ17793、字小操岩17794、17795、字クキン畑上17797、17798、字クキン畑17799のイ、字長平17803、17804、字日向表畑17812、字竹ノ下17814、字日向竹上17815のイ、字日向峯17815の口の1、17815の口の2、字日向夕日当り17818の1

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び北安曇郡八坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第213号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡高遠町大字藤沢4974の1、下伊那郡清内路村1の1

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

清内路村1の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡根羽村2619、2628の2、5317の146・5150の1（以上2筆について次の

図に示す部分に限る。)、木曾郡大桑村大字殿940のイの1、940のロの1、941の1、941の4、上水内郡信濃町大字穂波字川立2139

(2) 指定の目的

落石の危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

根羽村2619・2628の2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5317の146

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第214号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

富士見町

2 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業 富士見町公共下水道

3 事業施行期間

平成4年3月16日から

平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年長野県告示第208号、平成7年長野県告示第344号、平成8年長野県告示第461号及び平成10年長野県告示第278号の事業地に、諏訪郡富士見町富士見字森山及び字鵜沢並びに落合字西尾根、字一ノ沢尾根、字川比良、字上河原及び字長森を加え、富士見字南原山、字原山、字沢原戸向、字原山沢原戸向並びに落合字蛇込、字二ノ沢、字原山、字西平、字沢良平、字居平、字貉沢、字藤内、字森平、字片瀬、字古森、字竹ノ下、字蔦木河原及び字東町並びに境字新道地内において事業地を変更する。

下水道課

○長野県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 豊科インター堀金線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡豊科町大字豊科4080番の1地先から 南安曇郡豊科町大字豊科4313番の1地先まで		旧	m 4.5~13.5	km 0.5124
			12.0~30.0	0.1000
同	上	新	12.0~30.0	0.1000

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 柏矢町田沢停車場線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡穂高町大字穂高873番の1地先から 南安曇郡豊科町大字田沢7039番の17地先まで		旧	m 3.0~20.0	km 4.3984
			12.5~48.0	4.7634
同	上	新	12.5~48.0	4.7634

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小倉梓橋停車場線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡豊科町大字高家5373番の2地先から 南安曇郡豊科町大字高家5223番地先まで		旧	m 5.7~12.2	km 0.3391
			7.0~21.5	1.0933
同	上	新	7.0~21.5	1.0933

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 豊科大天井岳線
 (3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
南安曇郡堀金村大字烏川48番の1地先から		旧	4.0~28.5	0.5867
南安曇郡堀金村大字烏川29番の4地先まで				
同	上	新	4.0~28.5	0.5867

道路維持課

○長野県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県更埴建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 大町麻績インター戸倉線
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
埴科郡戸倉町大字若宮字村東2番の5地先から 埴科郡戸倉町大字戸倉字大西2352番の3地先まで	旧	15.0~47.0 ^m	0.5864 ^{km}
		10.4~47.0	0.5613
同 上	新	15.0~31.0	0.5864
		10.4~19.4	0.4117

道路維持課

○長野県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 406号

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
長野市大字長野字大門町519番の1地先から 長野市大字鶴賀字流沖2169番の5地先まで		旧	7.8~18.0	0.6502
同	上	新	22.0~35.0	0.5364

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 長野信濃線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
長野市大字長野字横町440番の7地先から 長野市箱清水二丁目2169番の1地先まで		旧	5.3~11.8	0.6389
長野市大字長野字袖長野1番の1地先から 長野市箱清水二丁目2169番の1地先まで		新	8.0~21.0	1.2319

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 長野豊野線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
長野市大字南長野字徳永沖1000番の3地先から 長野市大字南長野字伊勢町314番地先まで		旧	5.2~29.0	1.5989
同	上	新	5.0~32.0	1.7416

道路維持課

○長野県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 豊科大天井岳線
- 2 供用を開始する区間
南安曇郡堀金村大字烏川755番の3地先から
南安曇郡堀金村大字烏川40番の5地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年4月1日

道路維持課

○長野県告示第219号

高速道関連運動公園等整備事業補助金交付要綱（昭和56年長野県告示第923号）の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2の表中「900万円」を「700万円」に改める。

高速道・北陸新幹線局

○選告示第12号

長野県選挙管理委員会規程(昭和30年選告示第1号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

第14条中第9号を同条第10号とし、同条第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 企画員

第16条第6項中「選挙主幹」を「企画員、選挙主幹」に改める。

選挙管理委員会